

京都市スクールカウンセラー募集要項

京都市教育委員会では、臨床心理学等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒やその保護者への支援などを行う「スクールカウンセラー」を市立学校に配置しており、同事業における「スクールカウンセラー」を以下のとおり募集する。

記

1 職務内容

- (1) 教職員へのコンサルテーション
- (2) 教育相談体制等に関する教職員に対する助言・援助（研修等）
- (3) 児童生徒・保護者へのカウンセリング
- (4) 児童生徒・保護者へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (5) 児童生徒への心理教育及び保護者等への啓発活動
- (6) その他児童生徒のカウンセリング等に関して各学校において適当と認められるもの

2 募集人数 若干名

3 勤務条件

- (1) 勤務場所 京都市立学校
- (2) 勤務時間等 拠点校1校につき年間280時間（1日7時間30分まで、約38回）を基本とする。勤務時間は午前8時～午後8時の間で勤務校と相談可。時間外労働なし、休憩時間は45分～60分。勤務曜日は勤務校と相談可。休日は土・日曜日・祝日及び勤務日以外の曜日。
- (3) 報酬 時給5,000円（昇給・賞与なし）
- (4) 交通費 実費支給（ただし、支給限度額の範囲内）
- (5) 任用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（勤務成績等により再度任用の可能性あり）
- (6) 身分 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
- (7) 社会保険等 公務災害への補償あり、健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険への加入資格なし。

4 応募資格

- (1) 以下の地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) 令和4年4月1日現在、公認心理師、又は臨床心理士の資格を有する、又は有する見込みの人
- (3) 次のいずれかの要件を満たす人
 - ア 令和4年4月1日現在、学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、又は高等専門学校において、スクールカウンセラー又はそれに準ずる職（準スクールカウンセラー）にあって有給での相談業務経験を5年以上有する、又は有する見込みの人（ただし、勤務はおおむね1週間に1日以上とする。）
 - イ 令和4年4月1日現在、医療、教育、福祉、産業等の分野において、有給での心理相談又は心理支援業務経験を7年以上有する、又は有する見込みの人（ただし、勤務はおおむね1週間に1日以上とする。）
 - ウ 令和3年11月現在、一般社団法人 京都府臨床心理士会からスクールカウンセラーとしての推薦を受けた人
- (4) 学校教育及び臨床心理学（カウンセリング）に関する一定の知識・理解を有し、スクールカウンセラーとして積極的に取り組む意欲のある人

5 応募手続

「スクールカウンセラー志願書」(様式1)及び上記応募資格(2)のうち有するものの登録証明書の写し(資格を有する見込みの場合は、資格試験合格通知等それを証明する書類の写し)、同応募資格(3)ア又はイについての事業主による職歴証明書を下記まで郵送(令和3年12月12日(日)必着)。ただし、職歴証明書の取得が期日に間に合わない場合は、職歴証明書のみを令和3年12月27日(月)必着で別途送付すること。

6 任用手続

書類選考及び面談審査により任用者を決定する。面談審査は、令和4年1月4日(火)～1月28日(金)の間に行う(予定)。面談審査では、スクールカウンセラーを志望する理由や業務に必要な知識・理解等について質問する。

7 書類提出・連絡先

京都市教育委員会事務局 指導部 生徒指導課(担当:堀・原田)

〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706-3

TEL. 075-213-5622, FAX. 075-213-5237, E-mail: seishi@edu.city.kyoto.jp

8 ホームページ URL (京都市教育委員会 ホームページ)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000245355.html>